

## 故人の配偶者が来庁する場合

### 《亡くなられた方のもの》

- ☐ 笛吹市印鑑登録証、住民基本台帳カード(作成されている場合)
- ☐ 国民健康保険資格確認書等(75歳未満で社会保険に加入していなかった方)
- ☐ 後期高齢者医療資格確認書等(75歳以上の方)
- ☐ 介護保険被保険者証等
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 自立支援医療受給者証(精神通院)、重度心身障害者医療費助成金受給資格者証
- ☐ 子どもすこやか医療費助成金受給資格者証、ひとり親家庭医療費助成金受給資格者証
- ☐ 笛吹市交付の標識番号(125cc以下の原動機付自転車・小型特殊(一般・農耕用)) ※廃車する場合
- ☐ その他、市役所から交付された証書類でご不明な点があるもの

### 《配偶者のもの》

- ☐ 認印(配偶者、喪主の朱肉を使うもの)
- ☐ 本人確認書類 ※<sup>1</sup>下記参照
- ☐ 預貯金通帳(配偶者、喪主)
- ☐ 会葬礼状または葬儀の日程表等(葬儀の日、亡くなられた方及び喪主の氏名が確認できるもの)
- ☐ マイナンバーがわかるもの(国民健康保険加入者の喪主)
- ☐ 委任状(配偶者が国民健康保険加入者の喪主ではない場合はおくやみハンドブックP14 喪主からの委任状が必要)

※<sup>1</sup>本人確認書類について

- ・1点で本人確認できる書類(顔写真付きのもの)  
運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、障害者手帳など
- ・顔写真付きのものがない場合は次から2点  
A:資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳など  
B:本人名義の預貯金通帳、キャッシュカード、クレジットカードなど  
「Aのみ2点」又は「AとBの組み合わせによる2点」が必要

亡くなられた方が国民年金のみを受給または加入していた場合は市役所で手続きができます  
(おくやみハンドブックP3参照)

請求者は配偶者

- ☐ 亡くなられた方の年金証書または年金手帳
- ☐ 戸籍謄本(死亡日以降に発行されたもの)
- ☐ 預貯金通帳(配偶者) 農協の営農通帳は使えません
- ☐ マイナンバーがわかるもの(配偶者)

※亡くなられた方と配偶者の住所が異なる場合は「生計同一関係に関する申立書」が必要です。